

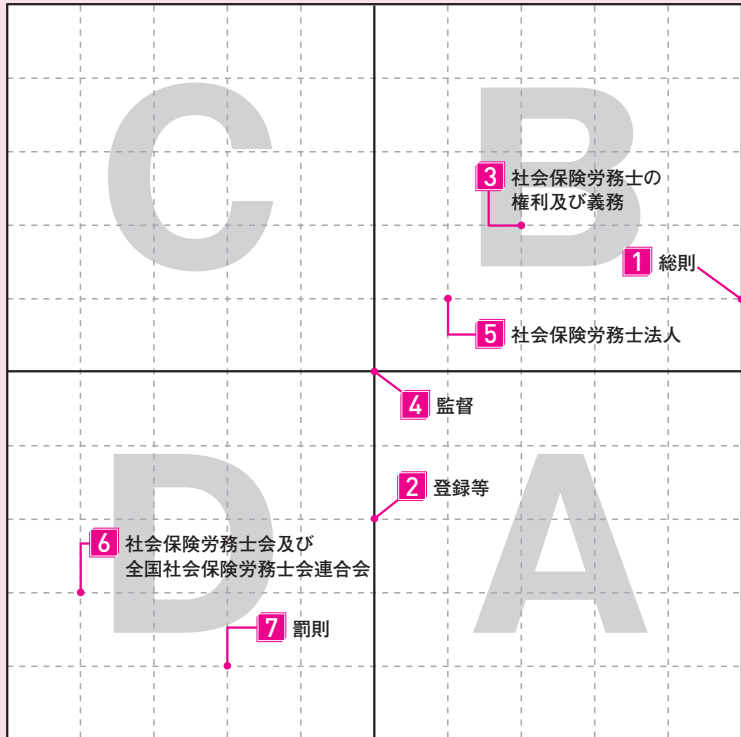
第1章

社会保険労務士法

複雑

項目の複雑度

単純



低

高

出題実績

1

総則

1 目的等（法1条）

★★★

社会保険労務士法は、社会保険労務士の制度を定めて、その**業務の適正**を図り、もって**労働及び社会保険**に関する法令の**円滑な実施**に寄与するとともに、事業の健全な**発達**と労働者等の**福祉の向上**に資することを目的とする。 **H19-労選AB** **H27-選A**

・沿革

社会保険労務士法は、昭和43年に議員立法によって成立した法律である。

2 社会保険労務士の責務（法1条の2）

★★★

社会保険労務士は、常に**品位を保持**し、業務に関する**法令及び実務**に精通して、**公正な立場**で、**誠実**にその**業務**を行わなければならない。

・名称の使用制限

社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。
(法26条1項)

3 社会保険労務士の業務

1 社会保険労務士の業務の原則（法2条1項、法2条の2）

★★★

I 社会保険労務士は、次の i から viii に掲げる事務を行うことを業とする。

i 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「**労働社**

会保険諸法令」という。)に基づいて**申請書等**〔行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類(その作成に代えて電磁的記録〈電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。〉を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。以下同じ。〕を作成すること。◀改正

- ii **申請書等**について、その**提出**に関する**手続**を代わってすること。

例題1 例題2

- iii **労働社会保険諸法令**に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項(厚生労働省令で定めるものに限る。以下iiiにおいて「申請等」という。)について、又は当該申請等に係る**行政機関等の調査若しくは処分**に関し当該**行政機関等**に対してする**主張**若しくは**陳述**(厚生労働省令で定めるものを除く。)について、**代理**すること(第25条の2第1項において「**事務代理**」という。)

◀改正 例題3

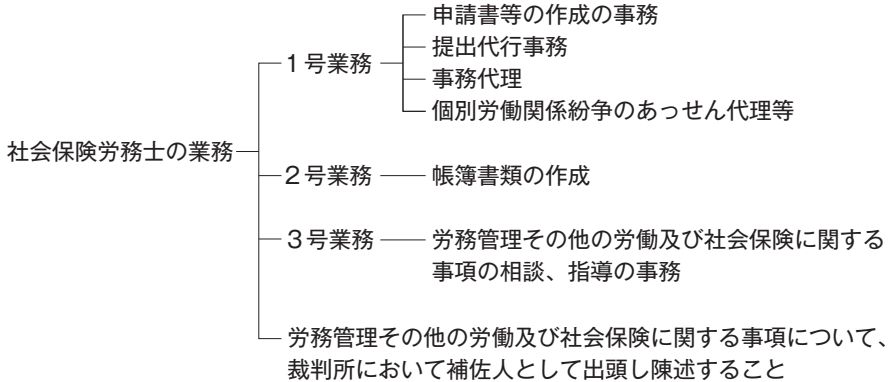
- iv 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の**紛争調整委員会**における同法第5条第1項のあっせんの手続並びに障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の7第1項、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条の5第1項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第25条第1項の**調停の手続**について、**紛争の当事者**を**代理**すること。◀改正

- v 地方自治法第180条の2の規定に基づく**都道府県知事**の委任を受けて**都道府県労働委員会**が行う**個別労働関係紛争**〔個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条に規定する個別労働関係紛争(労働関係調整法第6条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)をいう。以下単に「**個別労働関係紛争**」という。〕に関する**あっせんの手続**について、**紛争の当事者**を**代理**すること。

- vi 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が**120万円**を超える場合には、**弁護士**が**同一の**依頼者から受任しているものに限る。）に関する**民間紛争解決手続**（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第1号に規定する**民間紛争解決手続**をいう。以下この条において同じ。）であって、**個別労働関係紛争の民間紛争解決手続**の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として**厚生労働大臣**が指定するものが行うものについて、**紛争の当事者を代理**すること。 **H27-労3ア**
- vii 労働社会保険諸法令に基づく**帳簿書類**（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を**作成**すること。
- viii 事業における**労務管理**その他の**労働**に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく**社会保険**に関する事項について**相談**に応じ、又は**指導**すること。
- II **社会保険労務士**は、事業における**労務管理**その他の**労働**に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく**社会保険**に関する事項について、**裁判所**において、**補佐人**として、**弁護士**である**訴訟代理人**とともに出頭し、**陳述**をすることができる。 **H27-労3イ**
- III IIの**陳述**は、**当事者**又は**訴訟代理人**が自らしたもののみなす。ただし、**当事者**又は**訴訟代理人**がIIの**陳述**を直ちに**取り消し**、又は**更正**したときは、この限りでない。

1. 業務の種類 **必修**

上記Iのiからviを**1号業務**、viiを**2号業務**、viiiを**3号業務**といい、1号業務のうち、ivからviを**紛争解決手続代理業務**という。



2. 個別労働関係紛争のあっせん代理等

上記ivからviの個別労働関係紛争のあっせん代理等は、個別労働関係紛争解決促進法に基づいて各都道府県労働局に設置された紛争調整委員会において、個別労働関係紛争についてあっせんを受ける当事者の代理行為（補佐行為を含む）を行うことである。

3. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限額の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限が、**120万円**（従来は60万円）に引き上げられた（平成27年4月1日施行）。

4. 補佐人制度の創設

社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、**裁判所**において、**補佐人**として、弁護士である訴訟代理人とともに**出頭し、陳述**することができることとされた（平成27年4月1日施行）。



（団体交渉の代理）

争議行為が発生し、又は発生するおそれがある状態において、社会保険労務士は業として当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与することができる。しかしながら、労働争議時の団体交渉において、一方の代理人になることは法第2条第2項の業務〔紛争解決手続代理業務〕には含まれず、社会保険労務士の業務としては行うことができない。

（平成18.3.1基発0301002号）

（特定商取引に関する法律の適用除外）

社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、法第2条の2及び第25条の9の2に規定する出頭及び陳述に関する事務を受任しようとする場合の役務の提供については、特定商取引に関する法律が定める規制は適用除外となる。

H27-労3オ

（平成27.3.30基発0330第3号）

例題 1**H23-10B**

社会保険労務士業務のひとつである労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務とは、提出義務者本人が行うべき申請書等の提出手続に必要な一切の事務処理を提出義務者本人に代わって社会保険労務士が行うことを意味し、この中には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものは含まれない。

解答 ○

法2条1項1号の2、昭和61.10.1庁保発40号。設問の通り正しい。設問後段の内容は「事務代理」の範囲である。「提出代行」が、申請書等の提出手続に関して行政機関等に事実上の説明補正等を行い得るにとどまるのに対し、「事務代理」は、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものである。

Advice

やや細かい問題であるが、本問を通して1号業務である「提出代行」と「事務代理」の違いを押さえておくこと。

例題 2**H26-6E**

社会保険労務士の業の一つにいわゆる提出代行事務があるが、これは労働社会保険諸法令に基づき事業主、使用者その他事業者（以下「事業主等」という。）が行政機関等に提出すべき書類について、その提出に関する手続きを代わってすることであり、行政機関等に対して説明を行い、行政機関等の質問に対し回答し、又は提出書類について必要な補正を行う等の行為が含まれている。そのため、開業社会保険労務士が提出書類に「提出代行者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印すれば、当該提出書類には、事業主等の記名押印を省略することができる。

解答 ✕

則16条2項、昭和53.8.8庁文発2084号、発労徴56号。提出代行者である開業社会保険労務士が提出する書類においても、事業主等の記名押印を省略することはできない。

例題 3**H23-10C**

社会保険労務士が、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求又

は再審査請求に係る事務代理を行う場合、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が記名押印又は署名をした申請書等に事務代理者と表示し、かつ、当該事務代理に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しておけば、社会保険労務士に対して代理権限を与えた本人が作成した委任状の添付を省略することができる。

解答 ✕

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令2条3項、平成11.6.30庁保発16号・労徴発61号。社会保険労務士は、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づく審査請求又は再審査請求を代理して行う場合は、審査請求書又は再審査請求書に記名押印し、委任状を添付しなければならないとされている。

2 社会保険労務士の業務に含まれない業務（法2条4項）



第2条第1項各号（① I i から viii）に掲げる**事務**には、その**事務**を行うことが他の法律において**制限されている事務**並びに**労働社会保険諸法令**に基づく**療養の給付**及びこれに相当する**給付の費用**についてこれらの**給付を担当する者のなす請求**に関する**事務**は含まれない。

・具体例

例えば、弁護士法第72条の規定により、労働及び社会保険に関する事務であっても、社会保険労務士は、具体的な法律事件について、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋にあたることを業としてすることはできない。

3 業務の制限（法27条）



社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、**他人の求め**に応じ**報酬**を得て、第2条第1項第1号から第2号まで（① I i から vii）に掲げる**事務**を**業として**行ってはならない。ただし、**他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して**行う場合は、この限りでない。**例題4**



(業務の制限の解除)

法第27条ただし書の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公認会計士又は外国公認会計士が行う公認会計士法第2条第2項に規定する業務（他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること）
- (2) 税理士又は税理士法人が行う税理士法第2条第1項に規定する業務（他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこと）
(令2条)

(罰則)

他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合を除き、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士の1・2号業務を業として行った社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
(法32条の2,1項6号)

例題 4

H26-6D

社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合はこの限りでないとされており、この付随業務として行うことができる事務には、紛争解決手続代理業務も含まれている。

解答 ✕

法27条、令2条。紛争解決手続代理業務は、政令で定める業務（税理士等が行う業務）に付随して行うことができる事務には含まれない。

Point

1号業務及び2号業務については、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合を除き、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、業として行うことができない。

4 紛争解決手続代理業務（法2条2項、3項）

★★★

- I 第2条第1項第1号の4から第1号の6まで（**① I ivからvi**）に掲げる業務（以下「**紛争解決手続代理業務**」という。）は、**紛争解決手続代理業務試験**に合格し、かつ、第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた**社会保険労務士**（以下「**特定社会保険労務士**」という。）に限り、行うことができる。**H19-労選DE**
- II **紛争解決手続代理業務**には、次に掲げる事務が含まれる。
- i 第2条第1項第1号の4（**① I iv**）の**あっせんの手続**及び**調停の手続**、同項第1号の5（**① I v**）の**あっせんの手続**並びに同項第1号の6（**① I vi**）の**厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続**（以下IIにおいて「**紛争解決手続**」という。）について相談に応ずること。**（例題5）**
- ii **紛争解決手続**の**開始から終了**に至るまでの間に**和解の交渉**を行うこと。**H19-労選C**
- iii **紛争解決手続**により成立した**和解**における**合意**を内容とする**契約**を締結すること。

・裁判外紛争解決手続

平成17年の改正により、特定社会保険労務士は一定の裁判外紛争解決手続において上記の紛争解決手続代理業務を行うことができることとされた。裁判外紛争解決手続とは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいい、**ADR**（Alternative Dispute Resolution）と呼ばれている。〈発展1参照〉

例題5

H23-10A

具体的な個別労働関係紛争について依頼者があっせん等によって解決する方針を固めた以降に行われる紛争解決手続代理業務受任前の当該紛争に係る**相談は、紛争解決手続代理業務に含まれない**ため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士も行うことができる。

解答 ×

法2条3項1号、平成19.3.26基発0326009号、庁文発0326011号。設問の業務は、紛争解決手続代理業務に含まれるため、特定社会保険労務士でない社会保険労務士は行うこ

とができない。

4 資格等

1 資格（法3条）



I 次の i ii の一に該当する者であって、**労働社会保険諸法令**に関する厚生労働省令で定める**事務**に従事した期間が**通算して2年以上**になるもの又は**厚生労働大臣**がこれと**同等以上の経験**を有すると認めるものは、**社会保険労務士**となる資格を有する。

i **社会保険労務士試験に合格した者**

ii 第11条〔試験科目の一部の免除〕の規定による社会保険労務士試験の**免除科目**が第9条〔社会保険労務士試験〕に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

II **弁護士**となる資格を有する者は、Iの規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。



（社会保険労務士の資格）

上記 I の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の公務員として従事する労働社会保険諸法令の施行事務
- (2) 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務
- (3) 旧港湾労働法第44条第3項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第3項の労働保険事務組合、船員保険法第145条第1項の指定を受けた団体又は国民年金法第109条第2項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務
- (4) 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く）
- (5) 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務
- (6) 法人等の労務を担当する役員として従事する業務

- (7) 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務 (則1条の11)

2 欠格事由 (法5条)



次の i から ix のいずれかに該当する者は、第3条〔資格〕の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

- i 未成年者
- ii 成年被後見人又は被保佐人
- iii 破産者で復権を得ないもの
- iv 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの H25-6B
- v 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- vi v に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
- vii 第14条の9第1項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
- viii 公務員〔独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）又は地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の役員又は職員を含む。〕で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
- ix 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

2

登録等

1 社会保険労務士試験等

1 社会保険労務士試験（法8条、法10条1項）



I 次の i から ix のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

- i 学校教育法による**大学**において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
- ii 旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した者
- iii **司法試験予備試験**又は**高等試験予備試験**に合格した者
- iv **国**又は**地方公共団体**の**公務員**として**行政事務**に従事した期間及び**行政執行法人**又は**特定地方独立行政法人**の**役員**又は**職員**として**行政事務**に相当する事務に従事した期間が**通算して3年以上**になる者
- v **行政書士**となる資格を有する者
- vi **社会保険労務士**若しくは**社会保険労務士法人**（第25条の6に規定する**社会保険労務士法人**をいう。）又は**弁護士**若しくは**弁護士法人**の業務の補助の事務に従事した期間が**通算して3年以上**になる者
- vii **労働組合**の**役員**として**労働組合**の業務に専ら従事した期間が**通算して3年以上**になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（**労働組合**を除く。viiiにおいて「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が**通算して3年以上**になる者
- viii **労働組合**の**職員**又は**法人等**若しくは事業を営む個人の従業者として**労働社会保険諸法令**に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が**通算して3年以上**になる者

ix 厚生労働大臣が i から viii に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

II 社会保険労務士試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行なう。

・試験科目の一部の免除

各試験科目については、法別表第2に該当する者（一定の職務経験を有する者等）であれば、申請により試験が免除される。（発展2参照）（法11条）

2 紛争解決手続代理業務試験（法13条の3,1項）

★★★

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年1回以上、厚生労働大臣が行う。

3 連合会による試験の実施（法10条の2,1項、法13条の4）

★★

- I 厚生労働大臣は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に社会保険労務士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。
- II 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。）を行わせることができる。

4 合格の取消し等（法13条、法13条の5）



- I **厚生労働大臣**は、**不正の手段**によって**社会保険労務士試験**を受け、又は受けようとした者に対しては、**合格の決定を取り消し**、又はその試験を受けることを禁止することができる。 **H22-8A**
- II **連合会**は、試験事務の実施に関し I に規定する**厚生労働大臣**の権限（社会保険労務士試験を受けることを禁止することに限る。）を行使することができる。
- III **厚生労働大臣**は、I II の規定による**処分**を受けた者に対し、**情状により、3年以内**の期間を定めて**社会保険労務士試験**を受けることができないものとすることができる。
- IV I から III の規定は、**紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務**について準用する。



（審査請求）

連合会が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項〔執行停止〕、第46条第1項及び第2項〔処分についての審査請求の認容〕、第47条並びに第49条第3項〔不作為についての審査請求の裁決〕の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。

（法13条の2）

2 登録等

1 登録（法14条の2）



- I **社会保険労務士**となる**資格**を有する者が**社会保険労務士**となるには、**社会保険労務士名簿**に、**氏名、生年月日、住所**その他厚生労働省令で定める事項の**登録**を受けなければならない。 **H20-9C**
- II **他人の求め**に応じ**報酬**を得て、第2条〔社会保険労務士の業務〕に

規定する事務を業として行おうとする**社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）**は、**事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）**を定めて、あらかじめ、**社会保険労務士名簿**に、Ⅰに規定する事項のほか、**事務所の名称、所在地**その他厚生労働省令で定める事項の**登録**を受けなければならない。

- Ⅲ **事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第2条〔社会保険労務士の業務〕に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）**は、**社会保険労務士名簿**に、Ⅰに規定する事項のほか、**当該事業所の名称、所在地**その他厚生労働省令で定める事項の**登録**を受けなければならない。

・登録の申請

上記Ⅰの規定による登録を受けようとする者は、上記Ⅰに規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。（法14条の5）



参考

（変更登録）

社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。（法14条の4）

2 社会保険労務士名簿（法14条の3）

★★★★

- Ⅰ **社会保険労務士名簿は、連合会に備える。**
- Ⅱ **社会保険労務士名簿の登録は、連合会が行う。** H22-8B

3 登録に関する決定（法14条の6）



- I **連合会**は、**登録**の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、第14条の7各号〔登録拒否事由〕に該当しない者であると認めたときは、遅滞なく、**社会保険労務士名簿**に**登録**し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は同条各号のいずれかに該当する者であると認めたときは**登録を拒否**しなければならない。**登録を拒否**しようとする場合においては、第25条の37に規定する**資格審査会**の議決に基づいてしなければならない。
- II **連合会**は、Iの規定により**登録を拒否**しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を**通知**して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて**弁明する機会**を与えなければならない。
- III **連合会**は、Iの規定により**社会保険労務士名簿**に**登録**したときは当該申請者に**社会保険労務士証票**を交付し、Iの規定により**登録を拒否**したときはその理由を付記した**書面**によりその旨を当該申請者に**通知**しなければならない。

・登録の公告

連合会は、上記Iの規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。（法14条の11）



（資格審査会）

1. **連合会**に、**資格審査会**を置く。
2. 資格審査会は、連合会の請求により、**登録の拒否及び登録の取消し**について必要な審査を行うものとする。
3. **資格審査会**は、会長及び**委員6名**をもって組織する。
4. 会長は、連合会の会長をもってこれに充てる。
5. 委員は、会長が、**厚生労働大臣の承認**を受けて、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。
6. 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（法25条の37）

4 登録拒否事由（法14条の7）

★★★

次の i から iv のいずれかに該当する者は、**社会保険労務士の登録**を受けることができない。

- i **懲戒処分**により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、**現にその処分を受けているもの**
- ii **心身の故障**により**社会保険労務士の業務**を行うことができない者
- iii 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う**保険料**（**地方税法の規定による国民健康保険税**を含む。以下「**保険料**」という。）について、第14条の5の規定による**登録の申請**をした日の**前日**までに、これらの法律の規定に基づく**滞納処分**を受け、かつ、当該**処分**を受けた日から**正当な理由なく3月以上**の期間にわたり、当該**処分**を受けた日以降に**納期限**の到来した**保険料**のすべて（当該**処分**を受けた者が、当該**処分**に係る**保険料の納付義務**を負うことを定める法律によって**納付義務を負う保険料**に限る。）を引き続き**滞納**している者
- iv **社会保険労務士の信用又は品位**を害するおそれがある者その他**社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性**を欠く者

・資料の提供の求め

連合会は、登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。（法29条）



（審査請求）

1. 法第14条の6第1項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、**厚生労働大臣**に対して**審査請求**をすることができる。
2. 法第14条の5の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から**3月**を経過してもなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、**厚生労働大臣**に対して**審査請求**をすることができる。この場合においては、

審査請求のあった日に、**連合会**が法第14条の6第1項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3. 1.2の場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項〔執行停止〕並びに第46条第2項〔処分についての審査請求の認容〕の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。 ◀改正 (法14条の8)

5 紛争解決手続代理業務の付記（法14条の11の2、法14条の11の3）

★★★

- I 社会保険労務士は、その登録に**紛争解決手続代理業務試験**に合格した旨の**付記**（以下「**紛争解決手続代理業務の付記**」という。）を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した**付記申請書**を、**紛争解決手続代理業務試験**に合格したことを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める**社会保険労務士会**を経由して、**連合会**に提出しなければならない。
- II **連合会**は、Iの規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該**社会保険労務士**の登録に**紛争解決手続代理業務の付記**をしなければならない。
- III **連合会**は、IIの規定により**社会保険労務士名簿**に**付記**をしたときは、当該申請者に、その者が**特定社会保険労務士**である旨の**付記**をした**社会保険労務士証票**（以下「**特定社会保険労務士証票**」という。）を交付しなければならない。
- IV IIIの規定により**特定社会保険労務士証票**の交付を受けた**社会保険労務士**は、遅滞なく、**社会保険労務士証票**を**連合会**に返還しなければならない。

6 登録の取消し（法14条の9,1項、2項）

★★

- I **連合会**は、**社会保険労務士**の登録を受けた者が、次のiからiiiのいずれかに該当するときは、第25条の37に規定する**資格審査会**の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

- i 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行って当該登録を受けたことが判明したとき。
 - ii 第14条の7第2号〔心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者〕に規定する者に該当するに至ったとき。
 - iii **2年以上継続して所在が不明**であるとき。
- II **連合会**は、I i 又は ii のいずれかに該当することとなったことにより登録を取り消したときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

・審査請求

当該登録の取消しを受けた者は、当該処分に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第25条第2項及び第3項〔執行停止〕並びに第46条第1項〔処分についての審査請求の認容〕の規定の適用については、連合会の上級行政庁とみなす。 (法14条の9,3項)

7 登録の抹消 (法14条の10)



- I **連合会**は、社会保険労務士が次の i から iv の一に該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。 **H25-6D**
- i 登録の抹消の申請があったとき。
 - ii 死亡したとき。
 - iii 第14条の9第1項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。
 - iv iiiに規定するもののほか、次のいずれかに該当することとなったことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなったとき。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者 **H25-6B**
 - ④ 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者

㉔ ㉕に掲げる法令以外の法令の規定により**禁錮以上**の刑に処せられた者

㉖ 公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で**懲戒免職**の処分を受けた者

㉗ 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の**登録の抹消**の処分を受け、税理士の**業務を禁止**され又は行政書士の**業務を禁止**された者

II **社会保険労務士**が I ii 又はivに該当することとなったときは、その者、その**法定代理人**又はその**相続人**は、**遅滞なく**、その旨を**連合会**に届け出なければならない。

・社会保険労務士証票等の返還

社会保険労務士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。 **H25-6D** (法14条の12,1項)

8 付記の抹消（法14条の11の4,1項）

★★

連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けた者が、**偽りその他不正の手段**により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を**抹消**しなければならない。

・通知

連合会は、紛争解決手続代理業務の付記を抹消したときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。 (法14条の11の4,2項)